

労働・助成金情報 特急便

第 11 号 (2012 年 2 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今月号は、先日発表されました、平成 24 年度の雇用保険料率と介護保険料率についてのお知らせと、解雇を行う際の注意点についてのご紹介です。ぜひご参考にされて下さい。

✚ 平成 24 年度の雇用保険料率

厚生労働省は、本日、平成 24 年度の雇用保険料率を告示しました。平成 24 年度の料率は、平成 23 年度の雇用保険料率から **0.2%引下げ、一般の事業で 1.35%、農林水産清酒製造の事業で 1.55%、建設の事業で 1.65%となります。**

雇用保険料率は、労使折半で負担する失業等給付の料率に、事業主が負担する雇用保険二事業の料率を加えたものとなります。

このうち、失業等給付の料率については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、雇用保険受給者実人員の状況や積立金の状況を勘案し、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて、一定の範囲内で変更することが可能となっています。

平成 24 年度の失業等給付の料率については、本年 1 月 6 日に了承された「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書」の中で、1.0%に引き下げるべきとされました。

このため、雇用保険二事業の料率を加えた全体の料率は、一般の事業で、1.35%となります。

<平成 24 年度の雇用保険料率>

負担者 事業の種類	①+② 雇用保険料率	① 労働者負担 (失業等給付に係 る保険料率のみ)	② 事業主負担	②	
				失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率
一般の事業	1.35%	0.5%	0.85%	0.5%	0.35%
農林水産・ 清酒製造業	1.55%	0.6%	0.95%	0.6%	0.35%
建設業	1.65%	0.6%	1.05%	0.6%	0.45%

✚ 介護保険料率の引き上げ

40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）の保険料率が平成 24 年 3 月分（平成 24 年 4 月控除・納付分）より **全国一律 1.55%に引上げ**られます。平成 24 年 2 月までの介護保険料率は 1.51% であるため、0.04 ポイントの引上げとなります。